

令和8年度（2026年度）熊本県立大学半導体学部（仮称） プロモーション実施業務委託仕様書

1 事業の目的

本学半導体学部（仮称）については、現在、令和9年度4月設置に向け、文部科学省へ設置認可申請を行っている状況にあり、認可は最速で令和8年8月の見込み。この状況を踏まえ、短期間で新学部の理念やカリキュラム等について、高校生や保護者等に向けた情報発信を行い、新学部の認知度を向上させ、十分な受験者数及び入学定員の確保に繋げることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県立大学半導体学部（仮称）プロモーション実施業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

4 委託内容

《留意事項》

- 半導体学部（仮称）については、現在、文部科学省へ設置認可申請中である。認可前のPR活動については、入学希望者や社会一般にPR内容が確定したものであるような誤解を与えることのないよう十分に留意する必要がある。
- 半導体学部（仮称）の学部カラーは、パープル系（カラーコード：9B7CB1）を基本とし、各種広報物において、濃淡をつけてデザインしても構わない。
- 本学オープンキャンパスは、令和8年7月下旬に実施予定である。
- 各項目については、認可前（令和8年8月まで）に使用するものと、認可後（令和8年9月から）に使用するものを納品する必要がある、それぞれ納期が異なる。詳細な納期については委託先決定後に受託者と協議うえ、定めることとする。
- 納品の際には、電子データ（動画ファイル、イラストレーターファイル、PDF等）についても提出すること。

(1) 紙媒体広報

①リーフレットの作成

- ・広報用リーフレットの作成を次のとおり実施すること。

種類	サイズ	カラー	部数
認可前（令和8年8月まで）用	A3 （三折）	フルカラー	5,000部
認可後（令和8年9月から）用			10,000部

②ポスター・チラシの作成

- ・広報用ポスター・チラシの作成を次のとおり実施すること。

種類	サイズ	カラー	部数
ポスター	B2	フルカラー	500部
チラシ	A4		50,000部

※印刷部数は、認可前及び認可後用の合計部数

(2) CM・動画広報等

- ・CM及び動画広告の広報素材（動画）を作成し、次のとおり実施すること。
- ・併せて、広告を出稿する放送局、時期、効果的な媒体等を提案すること。

区分	時間	放送媒体
テレビ CM	15 秒以上	2 局以上
ビジョン広告		熊本市中心部の 3 箇所以上
インターネット動画広報		2 媒体以上

(3) 横断幕、ノベルティ

①横断幕

- ・本学正門に設置する横断幕の作成を次のとおり実施すること。
- ・認可前用については、令和 8 年 9 月以降も継続して使用可能な内容を提案すること。
- ・認可後用については、開設年度である令和 9 年度も継続して使用可能な内容を提案すること。

種類	サイズ	カラー
認可前（令和 8 年 8 月まで）用	90×400 cm 程度	フルカラー
認可後（令和 8 年 9 月から）用	90×800 cm 程度	

②ノベルティ

- ・オープンキャンパス、学校訪問等で配する物資を 2 種以上作成すること。

(4) 独自提案

- ・半導体学部（仮称）に係る受験対象者、保護者、学校関係者等の認知度を高めるために効果的な広報事業を提案の上、実施すること。
- ・その他、より効果が期待できる広報事業を実施すること。

5 業務進捗報告及び完了報告

受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日（令和 9 年 3 月 31 日）までに理事長宛てに報告すること。

6 委託料について

委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費等）及び一般管理費とする。

7 著作権に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たり、受託者以外の者が所有する素材を用いる場合には、必ず著作権処理等を行うこと。なお、大学が所有する素材を用いる場合には、別途委託者と協議すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する全ての成果物に係る権利（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む。）は、全ての委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に十分な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (4) 原則として、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。但し、熊本県立大学と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (5) 受託者は、本学が提出を受けたデータの一部を活用し、資料・広告等を作成することを予め承諾すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行に当たって、随時、委託者に対して進捗状況の報告を行うとともに、具体的な事項については委託者と十分協議の上決定すること。
- (7) 本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、別途委託者及び受託者による協議の上、仕様書に必要な変更を加え作成する。
- (8) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。